

自家用有償旅客運送の変更登録について

市では、令和 4 年 10 月に自家用有償旅客運送の更新登録（令和 4 年 7 月 28 日合意分）を行い、市営バス、ふれあい送迎バス、予約型乗合タクシーの運送サービスを行っておりますが、令和 5 年 4 月 1 日からバス・タクシー事業者を協力事業者として、運行管理・自動車の整備管理を含めた委託とする事業者協力型自家用有償旅客運送に登録を変更するため、合意を求めるものです。

事業者協力型自家用有償旅客運送は、令和 2 年 11 月 27 日より施行されたもので、福祉有償運送・交通空白地有償運送の「運行管理」、「整備管理（自動車の整備管理）」を、一般旅客自動車運送（バス・タクシー）を行っている事業者の協力を得て行うものです。この度、自家用有償旅客運送の登録を変更する理由といたしましては、道路交通法の改正が要因の一つになります。

道路交通法の改正の内容については、次のとおりです。

- 1) 令和 4 年 4 月 1 日から安全運転管理者の業務として、「運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。」及び「酒気帯びの有無について記録し、記録を 1 年間保存すること。」が追加されたことです。
- 2) 同年 10 月 1 日には、安全運転管理者の業務として、「運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。」及び「アルコール検知器を常時有効に保持すること。」が追加されましたが、その施行は現在のところ延期されています。

この改正により、安全運転管理が、運転前後の運転者の状態を目視等で確認することとなりましたが、運転前後の運転者の状況を市の安全運転管理者が目視で確認することは、難しいことから、事業者協力型自家用有償旅客運送の制度を活用し、運行管理の責任者として資格を有する運行管理者に運行の安全管理を委託することを検討いたしました。

実際に協力するバス・タクシー事業者の運行管理者等が運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任されることで次の効果が期待されます。

- 1) バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、利用者は、より安心、安全なサービスを受けることが可能になります。
- 2) 運送主体は、運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能となります。
- 3) バス・タクシー事業者は、委託費の確保等による収入面での向上が期待されます。

変更前	変更後
名称 : (自家用有償旅客運送)	(事業者協力型自家用有償旅客運送)
運行管理の責任者 : (講習を受けた市職員、資格を有する事業者)	(資格等を有する事業者)
整備管理の責任者 : (事業者)	(事業者、資格不問)
事務所の位置 : (市の事務所)	(事業者の事務所)
点呼 : (事業者ごとの事務所)	(事業者ごとに対面等)
登録の有効期間 : (3 年)	(5 年)

○自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）とは

地域における移動手段の確保にあたっては、まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

しかし、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を市町村やNPO法人等が自家用車を用いて運行するものです。

○事業者協力型自家用有償旅客運送とは

道路運送法の改正により、令和2年11月から、運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されました。

持続可能な移動手段確保のため、輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得て自家用有償旅客運送サービスを提供するものです。

○「協力」の方法

- ・事業者協力型自家用有償旅客運送でバス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理です。
- ・運送主体から委託を受ける等により、実際に、協力するバス・タクシー事業者の運行管理者等が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要があります。

○登録の有効期間

- ・事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の登録の有効期間は、5年となります。

（現在：3年）